

KUNPU NEWS

2014.4月号

薫風国際特許事務所

- 代表弁理士 渡邊 薫 (Kaoru WATANABE)
- パートナー弁理士 井上美和子 (Miwako INOUE)
- パートナー弁理士 大森桂子 (Keiko OMORI)
- 弁理士 竹山圭太 (Keita TAKEYAMA)
- 弁理士 小林陽介 (Yosuke KOBAYASHI)

目次

1 はじめに	1
2 本号の特集記事 ～特許法等の一部を改正する法律案について～	1
3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～	2
4 注目データ ～PCT 国際出願件数について～	3
5 シリーズ 「特許の力」(4)	4

1 はじめに

代表弁理士 渡邊 薫

クライアントの皆様、いつもお世話になっております。

最新の KUNPU NEWS ができましたので、お時間があるときにご一読いただけましたら幸甚です。

・現在、当所では、弁理士2名の退職（松田政広 1/31 付、鈴木健之 3/31 付）に伴いまして、技術系、特に弁理士の人員体制について再整備を図っております。新体制が明確になりましたら皆様にはなるべく早く正式にご報告をさせていただきたいと考えております。なお、現時点において、化学系とバイオ系の実務経験豊富な弁理士各1名（計2名）の採用が決まっております（6月に入所予定）。

・当所の弁理士大森桂子を4月1日付けでパートナー弁理士に任じましたので、この紙面を借りまして、先にご報告させていただきたいと思っております。

以上ご報告させていただきます。

2 本号の特集記事 ～特許法等の一部を改正する法律案について～ パートナー弁理士 大森 桂子

ここでは、先日閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」の概要についてご紹介いたします。

1. 背景

今回の法改正は、今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」（いずれも平成25年6月閣議決定）の着実な実行のために、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備が必要であることを背景としています。

2. 法案の概要

今回の法改正では、国際的な制度調和の観点も踏まえ、特許法（救済措置の拡充及び特許異議の申立て制度の創設）、意匠法（複数国に意匠を一括出願するための規定の整備）、商標法（保護対象の拡充及び地域団体商標の登録主体の拡充）等の改正による制度的基盤の整備を行うとともに、弁理士法（弁理士の使命の明確化・業務の拡充）

の改正による人的基盤の整備を行います。

3. 改正事項

A. 特許法

(1) 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、従来から認められていたものに加え、以下に示す手続きについても、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間が延長されます（理由がなくなった日から14日（在外者は2月）であって、本来の手続期間経過後6月以内）。

- ・ 設定登録料の納付
- ・ 新規性喪失の例外適用を受けることができる発明であることを証明する証明書の提出
- ・ 優先権書類等の提出
- ・ 出願の分割
- ・ 出願の変更
- ・ 存続期間延長登録出願についての第67条の2の2第1項の書面の提出
- ・ 既納の特許料の返還請求
- ・ 出願審査請求手数料の返還請求
- ・ 過誤納の手数料の返還請求

また、以下に示す手続きについては、正当な理由がある場合は、本来の手続期間の経過後も一定の期間内（経済産業省令で定める期間内）に手続きが可能になります。

- ・ 国内優先権主張出願
- ・ パリ条約の例による優先権主張出願
- ・ 出願審査請求

なお、実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法も同様に改正されます。

(2) 特許異議の申立て制度の復活

特許掲載公報の発行日から6か月以内に限り、特許異議の申立てが可能になります。特許異議の申立ては、「何人」も行うことが

できます。

特許異議の申立て制度の創設に伴い、無効審判の請求人適格が「何人も」から「利害関係人」へと変更されます。

B. 意匠法

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（加入を検討中）に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備するための改正です。

具体的には、国際意匠登録出願に関する条文（意匠法第60条の3～第60条の22）が追加されます。

C. 商標法

(1) 保護対象の拡充

我が国においても、色彩のみの商標及び音の商標が、保護対象となります。

これに伴い、商標の使用の定義に、「音の標章を発する行為」が追加されます。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充

現行法では、地域団体商標の登録主体は事業協同組合等に限定されていましたが、今回の改正により、商工会、商工会議所及びNPO法人が追加されます。

D. その他

(1) 国際出願法

PCT出願をする場合に、他国の特許庁や国際事務局に対する手数料を、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付することが可能になります。

(2) 弁理士法

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、知的財産権に関する契約の代理や相談、出願以前のアイデア段階での相談業務等ができることが法律に明記されます。

3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～ 弁理士 小林 陽介

最近の知財に関する時事報道に係わる情報を簡単に紹介させていただきます。

(1) 米国のテキサス州の特許管理会社が、オフィス機器のモニタリング技術の特許を侵害しているとして、富士通やパナソニック

等の複数の日本企業に損害賠償等を求める訴訟を米テキサス州東部地区連邦地裁マーシャル支部に提起した。同支部では原告

に有利な判断が出やすいといわれている。日本企業以外では米アップルやヒューレット・パカード、台湾のエイサー、中国レノボ等が提訴されている。

(2) 文部科学省は今春から、大学の有望な特許を事業につなげるための新しい支援制度を始める。特許ごとに、大学と、その技術を利用したい企業とでコンソーシアムを作り、製品化するための技術開発や関連特許の取得に取り組む。国の大型プロジェクトで生まれた特許を無駄にしないよう、実用化への橋渡し機能を強化し、産業の育成につなげていく。

(3) 特許庁は3月24日、社員が業務として創作した「職務発明」の規定について、法改正する検討に入った。有識者会議を開き、特許を受ける権利を発明した社員に帰属させる現状の特許の制度を改めるべきかが議論された。来年の通常国会で法案が提出されるとみられる。会議では、権利を企業に移すだけでは労働者が納得しないといった意見も出されている。

(4) 日本企業が特許や著作権などの知的

財産を使って海外でどれぐらい稼いだかを示す「知財収支」の黒字額が2013年度に初めて1兆円を超える見通しである。円安や海外生産の拡大で、日本本社が海外子会社に特許を譲渡等することにより、受け取る収入が急増していること等が要因として挙げられる。輸出の伸び悩みやエネルギー輸入の拡大による大幅な貿易赤字の一部を穴埋めしている。

(5) 特許庁が、8081社を対象に2013年11月までに行った調査によると、日本のブランドや製品を模倣する海賊版被害のうち68%が中国で発生した。前年度の調査と比べ3ポイント上昇した。被害額は前年度比43%増の359億円と、日本で作った海賊版による被害額の約2.3倍に相当する。

(6) 茂木経済産業相は3月11日の記者会見で、特許取得までの特許庁の審査を大幅に短くする方針を表明した。現在は発明者が出願審査請求をしてから特許を得るまで平均29カ月かかっているが、2023年度までに半分以下の14カ月以内にする。実現すれば審査期間は世界最短になるという。

4 注目データ ～PCT 国際出願件数について～

田中 佑佳

ここでは、近年の日本への特許出願及びPCT 国際出願件数のデータをご紹介します。表1は、日本への特許出願及びPCT 国際出願の受付年別件数を示します。

表1

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
特許出願	408,674	396,291	391,002	348,596	344,598	342,610	342,796
PCT 国際出願	26,422	26,935	28,027	29,291	31,524	37,974	42,787

単位：件

日本への特許出願件数は、2006年以降は漸減傾向となり、2009年には大きな落ち込みを見せました。しかしながら、2012年の特許出願件数は、前年とほぼ同様の342,796件でした。この背景には、昨今の景気の影響とともに、出願人が特許出願の厳選を行い、事業展開の核となる質の高い出願を目指す特許出願戦略を採用してきていることなどが考えられます。

その一方で、日本国特許庁を受理官庁としたPCT 国際出願の件数は、急激な増加傾向を示しています。2012年のPCT 国際出願の件数は、前年比12.7%増の42,787件でした。この背景には、市場のグローバル化に伴い、出願人が海外出願を重視してきていることや、企業等における知的財産活動のグローバル化が進んでいることなどが考えられます。

上述したように、近年の知的財産権を取り巻く状況は急速に変化しており、今後もその動向に注目する必要があると見られます。

参考： http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoutoushin/nenji/nenpou2013_index.htm

5 シリーズ 「特許の力」(4)

代表弁理士 渡邊 薫

「特許の力」と題したシリーズを連載しています。ご承知のように、特許法の目的は「産業の発達」です(特許法第1条)。また、特許出願をし、発明を公開することで技術の公知化を図って他人による特許化を阻止したり(防衛出願)、公開発明に基づいてさらなる改良技術を案出したり、さらには、特許権を取得することでビジネスを独占できたり、ライセンス収入を得ることができる等はよく知られた「特許の力」と言えます。本シリーズでは、このような一般的に知られている「特許の目的」ではなく、実際のビジネスや知財活動の場面で現実に創出される「特許の様々な効用」を「特許の力」と称し、少しずつ(3つ程度ずつ)紹介しています。

【特許の力 - 10】

商流上、川上に位置するX社(例えば、材料供給会社)がより川下のメーカーY社に材料等を独占的に販売する場合、Y社はX社製材料の採用に起因する知財トラブルに巻き込まれるのを避けたいと考えますから、X社は前記材料や当該材料を使用した製品が他社特許の侵害とならないか否かのエビデンス(特許調査報告等)をY社から求められることがあります。さらには、X社はY社製品が主にその用途の側面から特許で保護されることが要求されることがあります。この場合、X社は自社材料とその用途に関する特許出願を行うことが必須となります(場合によりY社と共願で)。このように、特許出願がビジネス取引を推進するための必須条件(力)になる場合があります。

【特許の力 - 11】

大学や公的研究機関は、自らがその研究成果を産業化することが難しい、いわゆる不実施機関です。しかし、もし当該成果に産業に有用な発明としての価値が認められるならば、企業はその研究成果を独占的に実施することを目指し、大学等との共同出願や当該発明の譲渡やライセンスを求め、それにより産業化を進めていくこととなります。即ち、特許は、大学や公的研究機関の基礎研究の成果を企業に橋渡しをし、これを産業化するための重要な力となります。

【特許の力 - 12】

起業に際して、当該ビジネスを取り巻く他社特許の存在やその内容を調査し、それを熟知した上で行うことは極めて重要です。起業後にいきなり知財問題が発生しては会社の信用力にとって致命的です。また、自社の技術開発の将来の方向性、ひいては競合会社に対するビジネスの差別化の方向性は、他社の特許が存在する分野、数、内容等を知ることなく、決定することはできません。このように、特許は、起業時のビジネスプランを策定する上での羅針盤としての力を持つと言えます。

KUNPU NEWS 2014.4月号をご覧いただきましてありがとうございました。これからも事務所一同、皆様の大切な知的財産に関する代理人として、全力を尽くしてまいりますので、宜しくお願ひ申し上げます。 編集責任者：太田 真由美(技術グループ)
©薫風国際特許事務所 2014

〒108-0074 東京都港区高輪二丁目 20 番 29 号サクセス泉岳寺ビル3階
TEL:03-5475-5641 FAX:03-5475-5642
E-mail: info-kunphoon@kunpu.co.jp URL: http://www.kunpu.co.jp/